

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（案）は、参議院法務委員会の附帯決議に反して新たに部落差別を掘りおこし固定・永久化するもので、問題解決への県民の自由な意見表明を委縮させ開かれた言論環境を阻害するため、不採択を求める請願

平成31年2月6日

紹介議員

紹介議員

福岡県議会議長 井上順吾 殿

福岡県糟屋郡粕屋町仲原2594-3

電話 092-982-7070

福岡県地域人権運動連合会

会長 川口 學

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（案）は、参議院法務委員会の附帯決議に反して新たに部落差別を掘りおこし固定・永久化するもので、問題解決への県民の自由な意見表明を委縮させ、開かれた言論環境を阻害するため、不採択を求める請願

平成31年2月6日

1 請願要旨

- ① 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例案は、国の「部落差別解消推進法」の附帯決議に反し、「新たな差別を生むことのないよう留意」していないことから県議会での条例案の不採択をもとめる
- ② 県条例の第8条に「同和地区」の「存在」をわざわざ明記しているが、国の「同和地区・同和関係者の限定は実務上困難」（2002年3月）との考えやこれまでの同和行政の成果を否定するもので、「同和地区」明記の削除はもとより、条例化は認められない
- ③ 県条例案第10条に「県民及び事業者の責務」として、その2項には「部落差別事象の発生につながるおそれのある行為してはならない」と「県民の責務」を「おそれ」で規定・強制し、人権問題での県民の自由な表現や内心の自由を侵害しかねない。基本的人権の尊重を侵害する県条例案に反対する
- ④ 県条例案の第15条に「規則への委任」を設け、一部運動団体いひなりに県単独事業の諸施策を規則で定めるとしており、これは「同和事業を永続化」するものであり認められない。第15条の削除をもとめる。
加えて、第7条に「必要に応じて、学識経験者等をもて構成する協議会の意見を聞く」とあるが、「必要」の基準が曖昧なうえ、「学識経験者等」の選出は従来から一部運動団体の考え方に同調する傾向があり偏向しており、協議会の意見は「行政の中立性・主体性の確保」から公平・公正を欠くため、条例案に反対せざるを得ない。
- ⑤ 県は「インターネット上の差別落書き」を理由に県条例の制定を求めているが、密室での抽象的ないたずら書きが多く個別具体的な実害を伴う人

権侵害がない以上、条例化して規制すべきではない。

以上の要旨から県条例案の制定に強く反対するものである。よって貴県議会での不採択を強く求めるものである。

2 請願理由

1 部落差別解消推進法案の参議院法務委員会質疑で「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害している要因を踏まえ、これに対する対策を講じる」ことをわざわざ明記したとは、確認・糾弾行為はもとより行政の主体性の確保を厳しく求めたものである。福岡県条例案は、一部運動団体の大会方針、同団体の役員の運動論に追従する内容になっており、「行政の主体性の放棄」であり、およそ国会の附帯決議にそぐわないものであり、むしろ国会論議を否定するものである。県条例が県議会で採択され施行されれば「新たな差別を生むことがないように留意する」という附帯決議も当然、形骸化され否定される。参議院法務委員会の質疑記録を真摯に受け止め判断されたい。

2 県条例案第8条で、県は「同和地区」を依然として「存在」していると規定して、「同和地区」での居住調査等の禁止を県民らに求めている。

ところが2002年3月、国が同和行政終結時に取りまとめた「特別対策を終了する理由」の中で、①国、地方公共団体等の長年の取組によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は改善されてきた。②同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられない。③このような、大規模な人口変動の状況下では、同和地区・同和地区関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になってきている、と同和地区を特定できなくなったとしている。大阪府や岡山県なども「今日、もはや同和地区は行政的には存在しない」としている。県下の政令市・北九州市は「法的には同和地区は存在しない」と明言している。福岡県の「同和地区」の規定は、県独自の考えかどうか疑わしい。「同和地区」の存在を前提にする県条例案は撤回されるべきである。

3 国の同法では、国と地方公共団体の責務を規定しているが国民の責務を求めている。しかし、県条例案は第10条で「事業者」とともに「県民の責務」を求め、「県の施策への協力」と今日的には行政施策として存在しない

「同和地区」をわざわざ規定し、「その地区への居住の調査、依頼、委託行為、その資料等の提供、教示、流布、その他の結婚及び就職での部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない」と規定している。問題なのは「おそれ」という上から目線の一方的な「見込み・予測」で県民の内心の自由に踏み込んでいることである。県民の基本的な人権を侵害しかねない県条例案は制定すべきではない。

4 国は、同法の衆・参法務委員会での論議で、提案者と国側から「この法律は財政的な措置を伴わない理念法である」と何回も説明している。県条例案は第 15 条で「規則への委託」として「条例の施行に必要な事項は、規則で定め」、県単独事業で運動団体言いなりに「同和事業」を実施しようとしている。これは「同和行政を永続化」させるもので、県民世論から絶対に許されないものである。「規則」の条例化に反対である。

加えて「学識経験者等で構成する協議会」については、一部運動団体と緊密な関係があり福岡県が支援する民間「研究所会員」絡みの人選が顕著であり、県の同和行政の主体性の確保に、偏向を与えており看過できない。この面も抜本的な是正が求められる。

5 「差別落書き」は歴史的に見て、行政挙げての同和対策事業の進捗で、それまでの悲惨な部落差別事象の実害が解消されてきた 1970 年代後半頃から「トイレの中」などで発見され出したものである。だれが書いたか、当事者がわからないことから「消せば済む」「差別事件として大騒ぎしない」ことで対処してきた問題である。

ところが兵庫県下で運動団体の支部長の自作自演の「差別落書き事件」が発覚、当事者の支部長の自殺するという惨事があった。福岡県でも 2003 年から 09 年にかけて「44 通の連続差別はがき事件」が発生、運動団体支部員の囑託職員再雇用が動機の自作自演事件があった。

落書きは「昔、トイレ」「今、ネット」が特徴。落書きは消す、決して社会問題にしないことが鉄則である。まして県条例化することは、行政が率先して社会問題化することであり、絶対に許されないことである。

私たち福岡県地域人権運動連合会は、部落問題解決の残った課題は県民が開かれた環境の下で、自由に本音で語ることで解決できると考えている。県条例案が「県民の責務」を求めるのであれば、拙速に 2 月議会に提案し採択するのではなく、この県条例案について県民に対してパブリックコメントで

意見を求め、それこそ福岡県民の総意で決すべきであると考える。

以上の理由で、福岡県部落差別解消推進条例案の不採択を強く求め、貴県議会に請願するものである。